

第 6661 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 13日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 期日延長に伴う振替納付日

**Q** : 新型コロナの関係で確定申告の申告期限が延長されましたけど、振替納税日はどうなりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

令和2年分の確定申告期限が令和3年4月15日(木)に延長されたことに伴い、振替納付日についても次のとおり延長されました。

#### ① 所得税及び復興特別所得税

R3/4/19→R3/5/31

#### ② 個人事業者の消費税及び地方消費税

R3/4/23→R3/5/24

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、延長後の納期限(令和3年4月15日(木))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合は、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

なお、金融機関又は税務署の納税窓口での納付以外にも次の納付方法があります。

#### ① クレジットカード納付

#### ② QRコードを利用したコンビニ納付

ちなみに、令和3年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.5%の割合

② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年8.8%の割合



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】